

岩国市介護保険指定地域密着型サービス事業所等指導実施要領

第1 目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条に定めるところにより指定地域密着型サービス等（指定地域密着型サービス（これに相当する者を含む。）、指定居宅介護支援（これに相当する者を含む。）、指定地域密着型介護予防サービス（これに相当する者を含む。）及び指定介護予防支援（これに相当する者を含む。）をいう。以下同じ。）に対して命じる文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導について基本的事項を定めることにより、利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、指定地域密着型サービス事業者等の支援を基本としつつ、地域密着型サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）の対象サービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、本市が指定（みなし指定を含む。以下同じ。）を行った指定地域密着型サービス事業者及び当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者及び当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該指定に係る事業所の従業者並びに指定介護予防支援事業者及び当該指定に係る事業所の従業者に対し、次に掲げる省令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1)岩国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩国市条例第23号）
- (2)岩国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩国市規則第39号）
- (3)岩国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年岩国市条例第3号）
- (4)岩国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩国市条例第24号）
- (5)岩国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩国市規則第40号）
- (6)岩国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年岩国市条例第2号）
- (7)指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）

- (8)指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
- (9)指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）
- (10)指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月厚生労働省告示第 129 号）
- (11)厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）

第 3 指導形態等

指導形態は次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「指定地域密着型サービス事業所等」という。）に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年 1 回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

集団指導を行ったときには、山口県に対し、当日使用した資料を送付する等の情報提供を行う。

2 運営指導

(1)運営指導の形態

運営指導は、次のアからウの内容について、原則実地にて行う。

なお、本市が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働省及び山口県若しくは本市、又は山口県及び本市が合同で行うものを「合同指導」とする。山口県が、その指定、許可の権限を持つ指定居宅サービス事業者等に対して運営指導を行う場合で、本市と合同による必要があるときには、適宜山口県と協議、調整した上で、これを行う。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(2)実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも 1 回以上、指導の対象となる指定地域密着型サービス事業所等及び指定介護予防支援事業所に対して実施する。ただし、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所に

については、概ね3年に1回以上実施するものとする。

(3) 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、指定地域密着型サービス事業所等及び指定介護予防支援事業所による自己点検を励行するものとし、上記(1)ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から厚生労働省が定める重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

また運営指導（上記(1)ア及びイに限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

3 立寄指導

立寄指導は、随時、指定地域密着型サービス事業所等及び指定介護予防支援事業所において実地にて行う。

第4 指導対象

指導は、本市が指定を行った全ての指定地域密着型サービス事業所等及び指定介護予防支援事業所を対象とする。ただし、効率的な指導を行う観点から、毎年度、一定の方針に基づく等の方法により選定する。

1 集団指導の対象

集団指導は、指定地域密着型サービス事業所等を対象に行う。

2 運営指導の対象

(1) 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう、指定地域密着型サービス事業所等及び指定介護予防支援事業所を選定する。

(2) 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした指定地域密着型サービス事業所等及び指定介護予防支援事業所の中から選定する。

3 立寄指導の対象

立寄指導は、以下に掲げる指定地域密着型サービス事業所等及び指定介護予防支援事業所について実施する。

(1) 介護給付等のデータに調査を要する傾向が認められるもの

(2) 利用者又はその家族等若しくは当該指定地域密着型サービス事業所等及び指定介護予防支援事業所の関係者から情報提供を受けた場合で、特に調査を要すると認められるもの

(3) その他本市が必要と認めるもの

4 山口県との連携

集団指導及び運営指導を行うに当たっては、山口県と連携を図り、必要な情報交換等を行うことにより、適切な実施に努めるものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 実施通知

指導対象となる指定地域密着型サービス事業所等を決定したときは、日時、場所、出席者、指導内容等について、あらかじめ文書により、当該指定地域密着型サービス事業所等を設置する指定地域密着型サービス事業者等に対して原則2か月前までに通知する。ただし、当該通知の送付先は、指定に係る事業所ごとに行うものとする。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、講習等の方法により行う。

なお、集団指導に欠席した指定地域密着型サービス事業所等には、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

2 運営指導

(1) 実施通知

指導対象となる指定地域密着型サービス事業所等又は指定介護予防支援事業所を決定したときは、次に掲げる事項について、あらかじめ文書により、原則1か月前までに当該事業所等を設置する指定地域密着型サービス事業者等又は指定介護予防支援事業者に対して通知する。ただし、当該通知の送付先は、指定に係る事業所ごとに行うものとするが、指導対象となる指定地域密着型サービス事業所等又は指定介護予防支援事業所において、高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該指定地域密着型サービス事業所等又は指定介護予防支援事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

① 運営指導の根拠規定及び目的

② 運営指導の対象となる指定地域密着型サービス事業所等又は指定介護予防支援事業所の名称

③ 運営指導の日時及び場所

④ 指導担当者

⑤ 指定地域密着型サービス事業所等又は指定介護予防支援事業所の出席者

⑥ 準備すべき書類等

⑦ 当日の進め方、流れ等

(2) 指導方法

運営指導は、関係書類等を基に、関係者から説明を求めることにより、面談方式で行う。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。

(3) 運営指導の留意点

ア 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、指定地域密着型サービス事業所等又は指定介護予防支援事業所に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とする。また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、原則、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

イ 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人あたり1名から2名の利用者についてその記録等を確認する。

(4) 指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項等がある場合は、次に掲げるところにより取り扱う。

- ① 法又はこれに関連する省令、通知等に基づき改善を要すると認められる重大な事項若しくは介護報酬について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる事項があった場合は、運営指導の日から概ね2週間以内に、文書によりその旨を指定地域密着型サービス事業者等又は指定介護予防支援事業者へに通知する。
- ② 法又はこれに関連する省令、通知等に基づき改善を要すると認められる軽微な事項又は留意すべき事項、他法令等に基づき改善又は留意を要すると認められる事項その他特に指導が必要と認められる事項があった場合は、運営指導当日、関係者に対し口頭により指導を行う。
- ③ ①及び②に掲げる事項については、合わせて、運営指導当日、関係者に対し口頭により講評を行う。

(5) 報告書の提出等

① 報告

運営指導の結果を文書で通知した事項については、当該指定地域密着型サービス事業者等又は指定介護予防支援事業者に対し、結果を通知した日から概ね1か月以内に必要な関係書類等を添えて文書により報告するよう求める。

② 過誤処理

過誤による調整を要すると認められる事項があった場合、当該指定地域密着型サービス事業者等又は指定介護予防支援事業者において自主点検により返還明細を作成させ、これを提出するよう求める。

なお、当該過誤の処理は、本市に対し返還明細の提出があった後に行わせるものとする。

3 立寄指導

(1) 指導通知

立寄指導は、随時実施しようとする際に、あらかじめ口頭により、対象となる指定地域密着型サービス事業所等又は指定介護予防支援事業所の管理者に対して日時その他必要な事項を連絡する。

(2) 指導方法

立寄指導は、関係書類等を基に、関係者から説明を求めることにより、面談方式で行う。

(3) 指導結果の取扱い

- ① 立寄指導の結果、法又はこれに関連する省令、通知等に基づき改善を要すると認められる軽微な事項又は留意すべき事項、他法令等に基づき改善又は留意を要すると認められる事項その他特に指導が必要と認められる事項があった場合は、立寄指導当日、関係者に対し口頭により指導を行う。
- ② 立寄指導中に、法又はこれに関連する省令、通知等に基づき改善を要すると認められる重大な事項若しくは介護報酬について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる事項があった場合は、立寄指導を中止し、直ちに運営指導を行うことができるものとする。

第6 介護保険検査証の携帯及び提示

運営指導又は立寄指導の指導担当者は、その身分を示す介護保険検査証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第7 監査への変更

運営指導又は立寄指導を実施中に、以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導又は立寄指導を中止し、直ちに「岩国市介護保険指定地域密着型サービス事業所等監査実施要領」に定めるところにより、監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 省令等に定める介護給付等対象サービス事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがある場合
- (2) 介護報酬について、不正を行っていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合

第8 指導にあたっての留意点

運営指導又は立寄指導の際、指定地域密着型サービス事業所等又は指定介護予防支援事業所の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定するものではなく、実情に詳しい従業者や指定地域密着型サービス事業所等又は指定介護予防支援事業所を経営する法人の労務又は会計等の担当者が同席することは差し支えない。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。